

平成 30 年度組合員資格確認調査の実施

平成24年の国通知に基づき、全ての国保組合は定期的に組合員の被保険者資格取得後の資格の確認を実施することとされています。当組合では、平成24年、平成27年に調査を実施しましたが、その後3年を経過するため、今年度調査を実施いたします。

大変お忙しい中、ご面倒をおかけいたしますが、皆様のご協力をお願いいたします。

1) 調査方法

各事業主組合員あてに調査票を送付しますので、従業員の方も含めた全ての組合員について調査票にご記入、ご回答いただきます。

調査票（従業員名簿）には、10月1日現在加入している従業員組合員のリストを記載してありますので、記載内容をご確認いただき、**誤りがあれば「赤字で訂正」**してください。

2) 資料の添付

厚生労働省では、調査に当たっては客観的な証拠書類に基づき組合員資格を確認することとされていますので、調査票に記載の各組合員について、次の資料を添付していただきます。

調査の項目は、①事業所に関する項目と②組合員に関する項目があります。

① 事業所に関する項目の添付資料

- ア 薬局の場合 : 開設許可証（写）
- イ 医薬品販売業の場合 : 販売許可証（写）

② 組合員に関する項目の添付資料

ア「法人事業所」または「従業員が5人以上の個人事業所」の場合 :

加入資格を確認するため「標準報酬決定通知書」（写）。

イ 従業員が4人以下の個人事業所 :

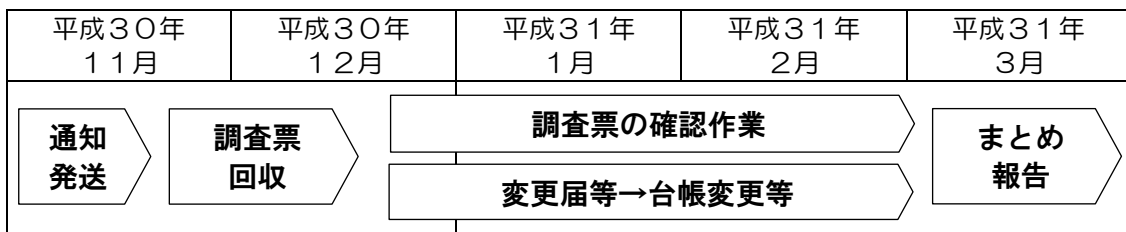
雇用関係を確認するため「雇用契約書」（写）、「給与台帳」（写）、「出勤簿」（写）「源泉徴収票」（写）のうちいずれか一つ。

3) 提出

ご記入いただいた「調査票」に上記①（ア、イのいずれか一つ）と、②全組合員分の（ア、イのいずれか一つ）の資料を添付し、返信用の「レターパック」で組合事務所あてに送付してください。

4) その他

① 調査のスケジュールは、概ね次のような予定です。



② ご提出いただいた個人情報は、この調査の目的以外には使用しません。また、調査票及び添付資料は、鍵付きのキャビネットにて厳重に保管します。

③ 個人情報保護のため、送達の追跡が可能な「レターパック」を使用しています。

④ 調査票の様式は、都薬国保ホームページからもダウンロードできます。

⑤ 調査票の修正があった場合は、別途、必要な「変更届」等をご提出ください。

⑥ 返信用レターパックのバーコードシールは、大切に保管してください。

組合加入の資格と判定基準

I 国保組合への加入（国の基準）

厚生労働省が示している国保組合に加入できる条件となるのは、次の2点です。

- ① 薬局・医薬品販売の事業所のうち、組合に新規加入できるのは、従業員が5人未満の個人事業所に限られています。
個人事業所であっても、従業員が5人以上の場合や、既に法人化している事業所は、新規加入を認められていません。
- ② 現に国保組合に加入している場合であっても、個人事業所を法人化する場合や、個人事業所で従業員が5人以上になるときは、その日から14日以内に「健康保険適用除外申請書」を年金事務所に提出しなければ、国保組合に残ることができなくなります。

II 当組合の既約で定める加入要件

組合規約第5条で、次のように定めています。

（組合員の範囲）

第5条 組合員は、第3条の地区内に住所を有する者で、次の各号に定めるものとする。

- 一 東京都薬剤師会会員であって、東京都内に所在する薬局又は医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の開設者
- 二 東京都薬剤師会会員であって、薬剤師の業務に従事する者
- 三 第一号に規定する組合員が開設する薬局等の従業員

2 組合員が、前項各号に規定する薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

*** 事業主が東京都薬剤師会の賛助会員の場合は、薬剤師を配置していることが必要です。**

III 組合員の判定基準

組合規約第5条第2項に定める「判定基準」は、次のとおりです。

1 判定基準

- (1) 薬局又は医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の開設者
- (2) 薬局等又は医療機関等において勤務する薬剤師（非常勤勤務者を含む。）
- (3) 組合員が開設する薬局等の従業員
- (4) 上記1及び2には該当しないが、薬剤師の国家資格を有する専門職としての業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）

【例】① 薬剤師を育成する教育機関等の講師（教師）

② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者

③ 学校薬剤師

④ 薬物乱用防止等地域の公衆衛生活動に従事する者

⑤ 研究機関等において薬剤に関する調査・研究を行う者

⑥ 国保組合の役員、議員、協力員等

⑦ 薬剤師会の役員及び薬剤師会の事業に携わる者

2 施行期日

この判定基準は、平成24年8月1日から施行する。

Q&A

Q1 調査の目的は何か？

A1 数年前、組合規約等の定め反して、加入資格がないのに組合に加入させていた事例があったため、国は各組合に対して、2～3年に一度、客観的な証拠書類に基づいた資格確認の調査を行うよう求めています。当組合では、平成27年に調査して以降、調査を実施しておりませんので、今年度実施することにしました。

Q2 「客観的な証拠書類」の具体的な内容は？

A2 薬局等の事業所の営業実態を確認する証拠書類と組合員本人（事業主・従業員）の加入資格を確認する証拠書類とがあります。下記の書類をご提出ください。

	薬 局	医 薬 品 販 売 業
事業所の確認	・ 開設許可証（写）	・ 販売許可証（写）
加入資格の確認	法 人 事 業 所 又 は 従 業 員 が 5 人 以 上 の 個 人 事 業 所	従 業 員 が 4 人 以 下 の 個 人 事 業 所
	・ 標準報酬決定通知書（写） （再発行できることは年金事務所に確認しています）	・ 雇用契約書 ・ 出勤簿 ・ 給与台帳 ・ 源泉徴収票 上記いずれか1つの写し

Q3 調査の内容はどのようなものか？

A3 ① 同種の事業又は業務に従事する者であることの確認、
② 地区内に住所を有する者であることの確認、
③ 健康保険法等の他の医療保険の法律の適用を受けない者であることの確認、
④ 他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合は、当該医療保険制度から適用除外の承認を受けている者であることの確認、
を行います。

Q4 調査に回答しないとどうなるのか？

A4 仮に、調査にご協力をいただけない場合は、組合加入資格の確認ができなため、組合員として認定することができなくなり、場合によっては組合を脱退していただくこととなります。ぜひともご協力をお願いいたします。

Q5 組合に届出している内容と実際に違いがあるときはどのように処理するのか？

A5 今回の調査において、調査票及び添付書類では変更手続きができません。
別途、「氏名・住所変更」届や「資格取得・喪失届」など、変更手続きをとっていただきます。（事案が発生した場合は、組合事務所にご相談ください。）